

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

平成 18 年 11 月 21 日

保 健 福 祉 部

1 改正の趣旨

平成 18 年 4 月に策定した盛岡市立病院改革基本方針に基づき、経営責任の明確化や経営の自律性を高めることにより経営改善を図るため、平成 19 年 4 月 1 日から病院事業に地方公営企業法の全部を適用しようとするものである。

2 改正内容

地方公営企業法の規定により条例で定めることとされている事項について、地方公営企業法の全部適用となっている水道事業の例に準じて、必要な規定を整備する。

(1) 地方公営企業法の全部適用

現在、地方公営企業法第 2 条第 2 項の規定により、病院事業に地方公営企業法の一部（財務規定等のみ）が適用されているが、同条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 1 項の規定により、病院事業に地方公営企業法の全部を適用する。

(2) 組織の設置

地方公営企業法第 14 条の規定により、新たに設置される病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、市立病院を置く。

また、管理者は、市立病院長とする。

(3) 業務状況説明書類の提出

地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、市長が作成することとされていた業務状況説明書類について、病院事業管理者が市長に提出するものとする。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日